

第3条（報酬の発生）

1. 甲は、乙が紹介した候補者を採用することを決定して雇用契約を締結し、当該候補者が入社（就労開始）に至った場合、本業務の対価（以下「報酬」という。）として、甲が採用した者（以下「被採用者」という。）の入社時の理論年収の35%（税抜）を乙に支払うものとする。